

特例認定について

- 国・地方公共団体の機関においては、原則として任命権者ごとに障害者雇用義務。しかし、実態としてある国の機関の任命権者が全ての職員の採用・異動についての権限を持っているとは言い難い場合が存在。
- このような場合、各機関の任免に関して影響力を持つ任命権者が一元的に対象障害者の任用に取り組むこととした方が、障害者の雇用の促進・安定に資する。
- そこで、一定の要件のもとで、任命権者の枠を超えて障害者雇用率制度の適用を認めるもの。

地方公共団体の機関に係る特例認定

概要

地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなす。

件数

19府県
※企業局、議会事務局等についてみなし

要件

- ① 次の(イ)及び(ロ)のいずれの要件も満たすこと。
 - (イ) 認定地方機関の任命権者がその他機関の任命権者を任命していること又は認定地方機関の任命権者若しくは当該任命権者が任命する職員がその他機関の任命権者の職を兼ねていること
 - (ロ) 1人以上の認定地方機関の職員がその他機関において勤務していること
- ② 認定地方機関の職員及びその他機関の職員を合算した場合に、障害者の雇用に関する地方公共団体の義務を果たしていること。当該義務を果たしていない場合には、障害者採用促進計画書を作成していること。

効果

- 次の場合に同一の機関とみなして取扱い。
- ① 障害者任免状況通報
 - ② 実雇用率の算定及び障害者採用計画の作成
 - ③ 障害者採用計画及びその実施状況の通報
 - ④ 特定身体障害者雇用率の算定及び特定身体障害者採用計画の作成
 - ⑤ 特定身体障害者採用計画及びその実施状況の通報
 - ⑥ 旧除外職員が一定以上の割合を占める場合に設定される除外率

認定申請に係る手続き

必要書類

- ①様式24「地方公共団体の特例認定申請書」
 - ②様式25「法第42条の特例に係る地方公共団体の概要」
 - ③様式22「障害者採用促進計画書」
- ※ ①、②については、機関(A)、機関(B)それぞれについて各1部ずつ作成する。その上で、機関(A)は総括する必要から、もう1部②(A・Bを合計したもの)を作成する。
- ※ ③については、様式25の⑮欄に記載される数が0人より大きい場合に限る。
- ※ 障害者採用促進計画は、申請の日を始期とし、申請直後の5月31日を終期とする。
- ※ 各様式は、沖縄労働局ホームページ(法令・様式集)に掲載。

提出先

沖縄労働局職業安定部職業対策課
(地方障害者雇用担当官宛)

〒900-0006
那覇市おもろまち2丁目1番1号
那覇第二地方合同庁舎1号館3階
TEL：098-868-3701 FAX：098-951-3507